

# 家中の履歴

——越智松平家の初転封——(下)

谷 口 昭

はじめに

- 一 越智松平家と家中の記録
- 二 初めての転封
  - (一) 継立と転封
  - (二) 家中の準備
- 三 請取渡に向けて
  - (一) 棚倉への出立
  - (二) 上使と代官
  - (三) 直前の動向

(以上、前号)

四 城邑の請取渡

- (一) 引移から引渡へ
  - (二) 館林(城)の引渡
  - (三) 棚倉(城)の請取
  - 五 新しい領知の始まり
    - (一) 入封の儀礼
    - (二) 家中の整備
    - (三) 領知の始まり
- おわりに

(以上、本号)

## 四 城邑の請取渡

(一) 引移ひうつりから引渡ひわたへ

数力月にわたって準備を重ねてきた転封のハイライトは、城郭の請取渡である。二月一日、棚倉へ赴く上使本多弥兵衛・長田基左衛門は一九日に江戸を発足、館林上使の福嶋左兵衛・神尾市左衛門は二日に江戸を発ち、ともに二三日に棚倉・館林へ到着する旨の報せがあり、両城の請取渡は二五日に決まったことが留守居に伝えられた(二月一日条)。そこで翌一六日、館林引渡御用として江戸から近藤治部左衛門・田中丈左衛門が館林に到り、小沢頼母(家老)・河鱈七郎左衛門(中老)以下の棚倉請取御用掛は二〇日着の予定で江戸を出立した。館林では一九・二〇両日のうちに、まだ残っている諸士・家族は郷中へ引き払うべきことが申し渡され、「飯米代木銭等」を与えられて足次村・下早川田村等へ全てが移動した(二月二〇日条)。ここに館林城下から越智家中は完全に退散したことになる。

とはいえ同じ二〇日、江戸では和田基五左衛門(領地易御用懸)から太田家中へ口上書を呈し、次のような申入れが行われているので、幾ばくかの例外はあった(同日条)。

- 御城引渡、即日家中之者引払候様申候処、道中人馬数存候様二箱兼候、引渡之翌日迄引払候様為致候、
- 一目付役之者吉人、其外夫二准候もの少々、引渡之用事跡ゞり申付候、此者共暫可致滞留候、
- 一真田茂大夫と申者之妻、此間致出産肥立兼、致乗輿兼候付、是又暫滞留為致候、
- 一棚倉江召連候軽キ小役人足輕等之内、妻子館林二残置、追而引取候者も御座候、右等之趣御聞置被下候様家老

共申候、

これによれば、棚倉への人馬調達の都合によるらしい引渡翌日までの残留者があり、また引渡の事後処理にあたる目付役も事の性質上、暫く滞留する必要があった。加えて、家士の妻女で出産直後の者と、軽重・足輕の妻子などが引取りを待つ間、暫く館林に残ることの了解を求めたのである。逆にいえば、これらは極めて限定された例外であって、転封に際して家中が移動するということは、旧領知者の集団が一人残らず姿を消すという、見事なまでに完全な引移の作法を垣間見せているのではなからうか。

同じ日、館林では足利町加賀義市郎兵衛宅において、太田家の家老太田外記・郡奉行・大目付らと、城代山名帯刀以下の越智方九名との間で対談が行われていた。城附武具請取渡の方法についてである(二月二〇日条)。

越智方が老中へ届け済の武具を城に残し、その目録に帯刀が印形して太田外記へ渡すので、受取の目録へ外記が印形して渡されたいというのに対し、太田方は、当方は印形して渡すが越智方の印形は不要だという。そこで翌一日、江戸から取り寄せた受取書案に帯刀は印形せず、外記の印形した受取を求め、棚倉でも同様の手順とすることを求めたところ、太田方は、棚倉では武具預りの者と越智方の受取役人との証文で済むことであるが、館林では帯刀・外記の間で証文を交わし、上使の指揮に任せることにして案文を返却した。帯刀は「棚倉ニテハ先々ヨリ附渡リノ武具ナルベケレバ左モ有ベキ事ナリ、当城ハ此度初ノコトナレバ執政ヘモ窺ノ上極タルコトナレバ、相互ニ老臣ノ証文ニテ然ルベキ義ト存ズルナリ、去ナガラ兎角 上使ノ指揮ニ任セラルベキ御存意ナラバ承リ候ヒヌ」と返答したところ、外記から再度の対談が要望された。

そこで二三日、前回同席した遠山仙右衛門(越智方)・中野庄左衛門(太田方)が対談したが、太田方が印形不要と言った覚えなし、双方印形が筋であるが主君の申付のない状態で時日が切迫しているので上使の指揮に従うほ

かないとの存意だったことを表明。これに対し越智方は、片印形は言い違いか聞き違いか、「帯刀事も不肖ナガラ、城代ヲモ勤メ居ルコトナレバ、互ニカヤウノ間違アリテ外へ聞ヘヌレバ宜シカラズ、所詮事穩便ニ済ヌルコト然ルベシ、左アレバ右ノ趣意ヲ帯刀へ申シ聞ケ、双方印形セシムベキニ取計フ」べき旨を告げ、太田外記も承知の旨を伝えてきたというのである。

いま一つ要領を得ないやり取りであるが、太田家は転封のベテランであり、棚倉城の武器は過去の大名家中から伝えられてきたものであること、越智家は初めての転封で、しかも館林城には旧城主から伝えられた武器がないことなどが行き違いの因となったのであろうか。請取渡を巡って「家中の面目をかけた」かなり激しい応酬があったことを想像しておきたい。

さて、現地における上使・代官による引渡と請取に向けて、越智家中では館林に派遣される二人の上使へ紗綾三巻・鮮鯛一折を餞別として贈り、正使福嶋左兵衛の用人二人へ金二百疋宛、副使神尾市左衛門の家老一人へ同三百疋、用人一人へ二百疋を与えた。同じく代官池田新兵衛へは八丈嶋二端・糟漬鯛一桶を贈り、その手代四人へも金二百疋宛を下賜した。二五日のことになるが、棚倉への上使・代官にも同様の餞別が贈られている(二月一八日条)。以後「記録」は「是ヨリ館林城引渡シ一件ヲ寄セ記ス」として、専ら一件記録として纏められていたらしい「御所替事録」の記事に依拠して記述を進めている。それらを辿りながら、先ず引渡の状況を儀礼(饗応)と実務の両面から見ておこう。

## (二) 館林(城)の引渡

城郭引渡の儀礼は上使の出迎えから始まる。二月二日、正副両上使が江戸を発して鴻巣(現埼玉県鴻巣市)に止宿すると、城代山名帯刀と中老安芸茂左衛門は飛札を出して旅宿まで彼らの安否を伺い、翌三日、館林到着の

際には、麻上下に改めた役人が川俣(現群馬県邑楽郡明和町川俣)まで出役、本陣まで餅菓子・茶・弁当を贈進した。川俣までの道筋と、利根川の渡し場であろう「揚り場」は、二日前に遠山仙右衛門が見分を終えている(二月二日条)。

この日はさらに使者を遣わして粕漬鯛一桶宛を贈った後、館林の旅宿では家老の配膳でその夜の料理を進める意向を伝えた。上使は、家老衆の配膳は固辞したが、料理を辞退すれば却って失礼にあたるので、強くは辞さず受納した模様である。上使の一行は、福嶋左兵衛が上下四六人、神尾市左衛門が五三人からなっており、小規模ながら用人・家老を従えた家中を構成している。その行列が進む川俣より館林への道中には先払・跡払の軽卒二人宛をつけ、要所々に役人を配した。江戸口辺りまで松山弾蔵・他一名が出迎えて城下へ案内し、善導寺入口には山名・安芸らが出迎えるという礼の尽し様である。

引渡の現地で上使が行う最初の公務は、江戸から持参した高札を渡すことである。正使福嶋は旅宿(飯島所右衛門方)へ城代・中老ら呼んで、書付写一通とともにこれを渡した。三方に載せられた制札には次の「条々」が書かれていた。多くの転封に共通する一般的な文言である。

- 一 今度当領所替二付、百石に言人・一疋出之、二日路可相送事、
- 一 猥不可伐採竹木、并不可押買狼藉事、
- 一 一家中之輩武具諸道具、可任其身心事、
- 一 一種借之儀蔵方出之、借付儀於無紛<sup>2)</sup>は可返翰事、
- 一 附年貢未進可奇<sup>マ</sup>捐事、
- 一 家僕之儀、非譜代は可為主従相对次第事、

一 未進方二取つかふ男女之儀、可為主従相對次第、  
 一 譜代に出置男女之儀、於無其紛は譜代勿論之事、  
 一 借物は可為証文次第事、  
 一 喧嘩口論可慎之、若有違犯族は双方可誅罰、万一令荷担は、其科可重於本人事、  
 右之条々堅可相守之、若於相背は可被処嚴科者也、

享保十四年二月 日

神尾市左衛門  
 福嶋 左兵衛

この高札は、事前に絵図で報知した「連雀町本陣 諸右衛門南向」の高札場に建てられることになっており、その仕様は次の通りであった。

地ヨリ棟迄 高サ一丈一尺

地形 立七尺式寸 横四尺

置芝高一尺五寸

竹矢来高サ 四尺二寸

夜中八油帑ニテ覆ヒ番人附置、

同時に手渡された書付「覚」には、

一 御黒印 御下知状之趣相認候高札相渡候間、先達而絵図ニ而被申聞候場所江建可被申候、

附明日城見分以後為引旅宿江持参可有之候、

一 万端太田備中守殿家来中能々被申合、作法能様諸事可被人念候、

一 火之元之儀、堅御申付可有之候、

一 明日六ツ半時城見分、夫々近辺見可申候、城中江は往来共同道、城外江は輕仁可被致案内候、

一 双方被申合、不苦所々八明晩勝手次第受取渡可有之候、城中土蔵等も致相對、引渡之朝は封印請取渡、手廻能

様ニ可然存候、已上

二月廿三日

福嶋 左兵衛  
 神尾市左衛門

とあるので、明二四日の城中および近辺の見分以後は高札を旅宿へ引き上げることが指示されている。その趣旨からすれば、上意を衆庶に公示するため入念に準備された筈の高札は僅か一日の役割を果たすだけであった。享保の時点ではすでに完全な形式、すなわち軀封儀礼の一種に転じていたといえるのである。そういえば、引渡を受けると大田家中との関係も「家来中能々被申合、作法能様」「手廻能様」といつのみで、数日前の激しいやり取りで交わされた「上使ノ指揮」についての記事はなく、作法としての引渡が示されているだけである。その夜は二汁七菜の料理を進め、城代・家老に酒盃を賜って引渡前々日の行事は終わったのである。

一方、同じ二三日に館林に着いた代官池田新兵衛に対しては、川俣へ蟬障子をめぐらせ幕を張り出した高瀬船三艘を用意し、それ以外に従者と馬用の船二艘宛を出して迎えた。旅宿として用意した伊勢屋与次兵衛方には手代たち約三〇人が宿泊。家中ではやはり使者を派遣して粕漬鯛を贈ったが、料理は強く辞退されたので饗応を止めたと

いう。この辺りに將軍の名代たる上使と勘定方の代官との立場の違いが、当然のことながら表れているといえよう。ところで、予め上使へ差し出した絵図・帳面・書付類は以下の通りで、ここに引渡の対象となる館林の詳細が記されており、一件記録はその全てを収録している。筆者はこれらを文書化された越智家中の「家産」と表現しているが、転封時に最も明確な形で姿を現すものの一部である。長さを厭わず列記しておこう（○付数字は筆者、以下同じ）。

覚

一町数 拾八町

一郷中人数合 貳万六千五百五拾四人

内

壹万四千三百八拾三人 男

壹万貳千七百七拾壹人 女

外

三百五拾八人 穢多

内

百九拾四人 男

百六拾四人 女

一郷中家数合

五千貳百貳拾貳軒

外

六拾六軒

穢多

一町在馬数合

千五百八拾九疋

訳

八拾五疋

町内

五百四疋

在中

牛無御座候、

一除地寺院

武州埼玉郡上村君村  
同断

惣 院  
長 院  
学 院

右之通御座候、以上

酉二月

覚

一館林夕參勤交代之節、道中泊休附

參勤

鴻巣休

浦和泊

板橋休

江戸着

帰城

浦和休

鴻巣泊

川俣休

館林着

一堀深之事、

水下八尺方六尺迄二候、然共城普請金備不仕候付、水下浅深有之候、

一御修覆之地寺社之事、

館林町 奥蔵寺  
同 自性院

右式ヶ寺、先規御修覆之地二御座候、

館林町 惣俚院  
同 福寿院

右式ヶ寺、先年 桂昌院様方御金被下置之、寺修覆仕候由二御座候、

一取上鉄炮・獵師鉄炮・寄進鉄炮之事、

館林領上州・武州取上鉄炮無之候、

野州葛生町并上多田村・下多田村三ヶ村方取上鉄炮、都合式拾九挺、先御代官比企長左衛門・飯嶋八郎右衛門方引渡有之、請取置候玉目三刃より三刃五分迄、右取上鉄炮此度池田新兵衛并太田備中守家来江相渡申候、其外獵師・寄進鉄炮無之候、

一矢鉄炮狭数 式百五拾式

訳

二丸 弓狭 三拾壹

鉄炮狭 六拾八

三丸 弓狭 三拾九

鉄炮狭 六拾五

外郭 弓狭 九ツ

鉄炮狭 十

惣郭 弓狭 十壹

鉄炮狭 十九

一城中馬数之事、

在府之節八乗馬七八疋方拾疋程、外二小荷駄拾疋斗空置申候、

一下屋敷無之候、

以上

西二月

覚

田部并政右衛門

右之者水方附御代官手代近年迄相勤、倅江相讓、其身は町内由緒之町人有之、此者方二一所致住居候、以上

二月

は、領知の対象としてきた町数と郷中の人数・家数、牛馬数および除地の寺院の書上で、一見すれば代官が管轄する事項と共通するようであるが、後出の「諸書物」とは異なっている。寺院の修覆が桂昌院（將軍綱吉の生母）の寄進であることを含む の大半と同様、越智家中に特有の事柄と認識されたのであろう。但し に載せる取上・獵師・寄進鉄炮は、本文にも代官名を挙げているように、明らかに代官の所轄事項である。城中の矢鉄炮狭間数と

合わせて上使に報告したのであるうか。 　　という町人田部井の扱いと同じく、記述の意味が不明で、初めての転封の故に、あるいは後年の編纂物のなせるところか、若干の混乱が見受けられるようである。

引渡前日の二四日は、上使による城内の内見分と、代官へ諸帳面の引渡が行われた。

見分について「記録」は「上使ノ輩、今日城内ヲ内見分セラル」としか記していない。初めての引渡に、城代・中老はじめ諸役に任じる家士にとっては、あくまでも推測の域を出ないが、拍子抜けするほど形式的に終わったらしい。見分の後、書院で茶菓子を饗した際、上使の家来が御朱印を持ち出して床の上の三方台に載せ、家中からは高札を返納しただけである。

他方、これとは別に、館林領知の實際を書き留めた寺社方・町中・鄉村等の諸帳面は、それぞれ担当役人から代官池田新兵衛に差し出された。夕刻、麻上下を着した井口猪兵衛・他四人の掛り役人と太田家の担当者四名が代官の旅宿で参会し、代官を仲立ちとする両家中間の引渡が行われた。その様子は、「新兵衛方出座シ、諸帳面ヲ太田家ノ役人へ相渡サレ、表向請取渡シ八明日申シ渡スベシ、双方ヨリ一人宛熨斗目麻上下ヲ服シ出席スベキ旨申シ聞ラル」と記述される通りである。諸帳面の請取渡が終わったあと、双方列席の座に村々の名主を召し出し、「上使」が次のように申しつけたという。

今度館林備中守殿江、棚倉八源之進殿江所替被 仰出候、依之今晚引渡候、然共明朝迄は源之進殿御支配、明朝より八備中守殿御支配二候間、其旨可相心得候、只今迄源之進殿御制法之通、急度相守可申候、

しかしながら、この記述には不自然なところが多い。まず、代官が管掌する郷村諸帳面引渡の場に、しかも代官の旅宿に上使が登場することはあり得ないし、そもそも城郭の請取渡のために派遣された上使が村々の名主に直接

の指示を行うことはないからである。次に、「記録」が「上使」と記したのは恐らく「代官」(二文字)の誤りであろうが、それにしても従前の記述を辿ると「御代官」「池田(新兵衛)方」というのが普通の表現であった。さらに、いかに領知交代の瞬間とはいっても、最寄りの代官が自分支配の民でもない館林の名主たちを面前に置いて、直接何かを申しつけることがあったらうか。

とはいえ第二節で触れたように、所替が命じられた日をもって領知の交代とすることの形式性は、現実には無意味な期日の設定といふべきであろう。右の申付にも「明朝迄は」越智家の支配、「明朝より八」太田家の支配という、実質的かつ厳密な認識が強調され、寸時も支配＝領知の空白を生じさせない姿勢が明確だからである。そして、このような発言ができるのは、家中間の引渡を媒介する立場にある者、すなわち上使もしくは代官であったが故に、後世の編纂になる「記録」の錯誤も生じたのではないだろうか。より多くの転封事例を模索して結論を得たいと思う。

二五日は、漸く迎えた城請取渡の当日である。明ケ六ツ時、上使兩人が熨斗目麻上下姿で登城した。越智家中では大手門外まで中老安芸茂右衛門・用人遠山仙右衛門が出迎え、城代山名帯刀は二の丸門内で出迎えた。足に痛所があつて大手門外へ出られないことを事前に江戸で断り済みだったという。引渡方の越智家中では、奏者番以上は熨斗目、以下は服紗小袖麻上下を着用した。請取方の太田家中については、この場の記述がないが、次項で扱った倉請取の状況によって補うことができよう。太田家中の記録に詳しい筈であるが、現時点では筆者にその情報がなく、今後の史料発掘に俟ちたい。

その後、上使の家臣が判物を持ち出して床上三方台に載せ、表向きの「双方渡シ受取り」が畢つたことを上使へ言上すると、上使の「越智方の」何モ退去スベシ」という申渡を受けて山名・安芸以下が城内から退去した。まことに単純ながら、むしろ純化した引渡の儀礼もしくは形式行為といふべきであろう。そして昨夜の申付通り、こ

の時をもって棚倉城は太田家の所管に移ったのである。

城内における「呆気ないまでの」請取渡が終わると、直ちに上使は江戸へ注進状を送るのであるが、これは宿次証文を添えて新城主太田家の用人中野莊(庄)左衛門に託された。そして即刻、上使は江戸へ発足したという。越智・太田両家中からも自分飛脚をもって江戸の藩邸へ注進したのはいつまででもない。

城郭の引渡が行われている一方で、越智家からは柄本藤大夫、太田家からは阿郷三右衛門が代官の旅宿へ赴き、「郷村の」「諸帳面等表立引渡シ」があった。そして、その日のうちに山名帯刀八古河通り(古河から宇都宮を経由)、安芸茂右衛門は佐野通り(佐野・壬生から宇都宮を経由)で棚倉へ出立、引渡のために残留していた諸士も両道中へ分れて、今明両日中に残らず出立したという。棚倉までは三八里、四泊五日の行程であった。

### (三) 棚倉(城)の請取

これまで大名家中の転封実務には、城邑の引渡と請取の両側面があることを再々述べてきた。前項では館林引渡の状況を取り上げ、準備の段階はともかく、引渡そのものの形式性・儀礼性に物足りなさを感じるシーンもあったように思う。それは、旧領の記憶は残るとしても、引渡が現実には家中の全てを、正しく「跡を濁さず」もとの空間から持ち去ることを意味したからであろう。

ところが、請取は以後の家中の存在の態様に濃厚につながることである。「自是棚倉城受取一件ヲ寄せ記入」として残された「記録」の記述にも、両者の違いは明らかである。以下、越智家中の棚倉入封を、引渡と対比しつつ同じように辿ってみよう。

城邑の請取の場合、ひと言でいえば上使・代官への対応は引渡に較べて比較的に簡単である。二月二日、棚倉へ到着した代官岡田莊大夫(旅宿は河野嘉右衛門屋鋪)に対しては使者をもって鮮鯛一折を贈り、翌三日到着の上使本多弥兵衛(旅宿は太田外記屋敷)・長田甚左衛門(旅宿は波田野平内屋敷)には、昼休みをとった旗駅(現福島県白河市大字旗宿)まで家老の奉札をもって粕漬鮑一桶を贈進しただけである。彼らに対する応接の儀礼は、当然のことながら棚倉を引き渡す太田家中の所轄事項であったからであろう。また請取前日の二四日、上使による棚倉城内の見分に際しても、越智方よりの出役はなく、見分が終わったあとの案内に従って小出郡右衛門・他三名が内見分に出かけただけである。このような経過は、館林引渡では越智家中が主役であったのと同様、棚倉では主として引渡方の太田家中に関わる事柄であり、「記録」も淡々とそれらの状況を叙するのみである。

しかしながら、城附武器の受け渡しになると「記録」の叙述は一変する。収録された「覚」(城内武器渡シ請取証文)から見えておこす。

覚

一長柄鎧 五拾筋

右は奥州棚倉城附御座候、今度御得替二付相渡候、為後証仍如件

享保十四己酉年二月廿五日

太田備中守内

山内五左衛門印

松平源之進様御内

山名 酒之允殿

覚

一長柄鎧

五拾筋

右は奥州棚倉城附、今度御得替二付御引渡受取申候、為後証仍如件

享保十四己酉年二月廿五日

松平源之進内

山名 酒之允印

太田備中守様御内

山内五左衛門殿

一見して明らかかなように、は太田家からの城附長柄鎗の引渡証であり、はそれに対応する越智家の受取状で、両家の首脳の印形をもって武器請取渡の証文としている。ここでは館林で生じた印形をめぐるトラブルはなかったが、それぞれの日付が二五日、すなわち明日になっていることに留意しておこう。実質的な請取渡の全ては前日の「内受取」で処理されたのに、証文の日付を翌日とすれば、後に証文のみを見た場合に実際とは違う誤解を与えてしまうことになるからである。そのことを承知した上でいえば、当日に行われる本来の請取渡は、既に儀礼ないし形式行為の域に達していたことを知るのである。

同じことは、代官が管掌する諸帳面についてもいえるのであって、領知引継ぎの様子を「記録」は次のように書き留めている。

右証文取遣、訖テ所々内受取り済ミ、岡田莊大夫方旅宿へ役人相越シ、郷村帳・宗門帳等内受取相済ム、  
上使ヨリ太田家ノ臣河野嘉右衛門・太田主殿へ高札相渡サル、右文言館林ニテ相渡サレタル制札ト同シ、莊  
大夫方へ相越タル輩

此名家老日記二見ユ、一件二八無之 佐々木孫左衛門（以下四名略）

ところで、前項でも触れた「記録」の錯誤、というより叙述の性格について、やはりここでも留意しておく必要がある。というのは、と順次に続く右の経過には時間の飛躍ないし空間の相違があった。は代官の旅宿における引渡なので、とは明らかに場所が違ふ。それではの上使による高札の提示が、引き続き代官の旅宿で行われたかという点、先に述べた通り、これはあり得ない方式である。決して「記録」の信憑性を疑うのではないが、図らずもに記すように、代官の旅宿へ赴いた佐々木（目付）以下「相越タル輩」の名は、先の内見分に出向いた小出・他三名と同様に、「一件帳（御所替事録）」には記載されず、「館林」家老日記」に基づいた<sup>14</sup>という。あたかも筆者が引渡と請取の状況を再構成しようするのと同様に、ほぼ七〇年の歳月を経て編纂を開始した「記録」もまた、諸々の記録を整合させて編纂者なりにそれぞれのシーンを再構成した。その結果、大筋において遺漏はないものの、克明な追跡には耐えられない部分を残しているといわざるを得ないのである。余りにも整序された史官の叙述には、思わぬ陥穽が潜んでいることに想い至るべきであろう。

そのような「記録」を読む場合の留意点とはもかくとして、引渡と請取のシーンが決定的に違つるのは、領知の終焉＝家中の退去と、入城＝領知の開始という正反対の対応である。越智家中では棚倉城請取の前日に、「明朝城受取相済シ、後諸土番割且番人等ノ書付」を配付して、請取当日から始まる城内・諸門番所の警衛に備えていた。尾関舎人（旗奉行）を筆頭に、昼夜交代で「御城受取当日々申令、御広間江可被相詰、き士分一八名と、大手・車門・北一ノ門・升形門・北二ノ門・中ノ口の足輕番所に併せて二四名（半数づつ交代）、夜中は大手に小頭三人が配置され、やはり請取当日からそれぞれの番所に詰めるべきことが通達された。

そして、いよいよ迎えた城請取の当日、二五日は暁七ツ時から受け取りにあたる家中の人数が行列を揃え、追手門脇に待機した。「受取ノ行列左ノ如シ」として部署ごとに記録された陣容は、先の上使に報告した役人<sup>15</sup>を含む士

分二七八名と足軽一七名で、総勢二九五名にのぼる。彼らは各所の門・番所・櫓・蔵と本丸（升形）・広間・玄關など、城郭の主要な部分に分かれて、上使の立会いのもとに太田家中から引継ぎを受けたのである<sup>(16)</sup>。もつとも昨日の内請取で引渡が済んだ場所には人員の配置はなく、また平潟（現茨城県北茨城市平潟町）に置かれた陣屋については「平潟津陣屋受取」として、二三日に棚倉を出立した上野数右衛門以下一名が同じ二五日に受け取りを終えたという。

越智家中の履歴を考える場合、初めての城請取は非常な大事であり、後世の「記録」もその描写にかなりの紙数を費やしている。記事をもとに当日の経過を辿っておこう。

右に述べた越智家中の人数と太田家の引渡役人が揃った旨が案内され、上使が城に入ったのは卯ノ中刻である。このとき太田家の家老が出迎えて先導し、越智家では広間当番の上下土を率いた小沢頼母（家老）・河鱈七郎左衛門（中老）・山名酒之允（用人）・佐々木孫左衛門（目付）ら請取役人が上使に従って一同に玄關へ入った。上使が書院に着座するとその家臣二人が次の間の縁類に控え、太田家の家老・用人・広間当番が床の脇に列居、越智家の家老以下は縁類に列座し、一礼が終わって双方が座席を入れ代わる。その場に諸番所を受け取った旨の書付を軽卒が銘々持参し、白洲に控えた歩行士二人の手を経て拭板に着座していた目付佐々木孫左衛門に渡される。目付は前日までに太田家中から受け取っていた帳面に引き合わせ、「一々点懸ケ」して確認を終えたあと家老に差し出した。太田家の目付も引き渡しが済んだ旨を家老に報告し、両家中から上使へ請取渡が終わった旨を言上すると、上使は「備中守殿家老へ各退出セラルベキ旨」を申し渡して太田家側は即刻退出、越智方の中老七郎左衛門が下座して筵まで送り、請取が完了した。

これら一連の、すなわち 引渡方の先導による入城 着座 座席の交代 帳面の照合 上使への報告 引渡家中の退出という手順が、実質かつ形式行為としての請取の方式であった。従前、筆者は多くの転封史料を

扱ってきたが、このうち で行われた、上使の面前で両家中が着座の場を交換するという優れて象徴的な記述に接したのは、新しい知見である。同じことを越智家中は館林引渡でも経験した筈であるが、「記録」の関心事とはならなかったであろう。「呆気ないまでの引渡」とした所以である。

さて、請取が引渡と違つるのは、その後の経過である。太田家中が退出したあと、まさに棚倉城の主となったばかりの越智家中では、「畢テ 上使へ料理ヲ進ム」と記された 上使の饗応が待っていた。その様は次のように記されるだけである。

熨斗三方	小沢 頼母
本膳 料理 三十九菜 <sup>汁カ</sup>	
二膳	同人
引物	河鱈七郎左衛門
吸物	頼母
茶菓子	後菓子

一件記録（＝「御所替事録」）など、同種の転封史料には献立の中身や町人からの調達などの詳細が書き留められていたかも知れないが、やはり「記録」はそれらを省いたのである。続けて正使本多弥兵衛から小沢頼母・河鱈七郎左衛門へ、副使長田甚左衛門からは山名酒之允へ酒盃を賜って返盃の儀があり、献酬が終わって上使は退座し、旅宿へは頼母・七郎左衛門が同道した。旅宿で上使は江戸に送る「城渡シ受取相済ノ旨」の注進状に宿次証文を添

えて両名に託し、生田作右衛門（町奉行）から町問屋へ渡された。家中の注進状は軽卒・長柄の者各一人を派遣し、太田家の飛脚と一緒に二日半の行程で江戸の藩邸へ届ける手筈がとられた。この間、代官岡田庄大夫へは旅宿で白木具三汁九菜の料理が進められ、一連の行事を終えた上使と代官の一行はその日のうちに棚倉を去ったのである。ところで「御所替書録」から「記録」が抜き出した寄せ書きには、この日の棚倉請取に伴う関係書類ほか品々のリストが収められている。その一は領知の目録で、代官から引渡を受けたものと思われる。あるいは去る二月一日に江戸の勘定書で渡された「領知目録」のうち、棚倉城附分の「奥州一冊」のことも知れないが、以下の「郷村高帳」であった。

領地目録 郷村高帳

陸奥国 白川郡之内（村名略）

三拾三箇村

高合壹万五千五拾石九斗貳升

外 九百六拾九石四斗壹升四合

改出

外 千八拾壹石四合

新田

同国

菊田郡之内（村名略）

貳拾九箇村

高合壹万六千六百四拾八石四斗七升六合八勺壹才

外 貳百七拾八石七斗三升四合

改出

外 七百三拾五石八斗四升

新田

同国

磐前郡之内 西小川村 同所新田

高六百五拾石九斗四升貳合

同国 磐城郡之内 赤井村 同所新田  
 高千五百五拾壹石貳斗三升  
 常陸国 多賀郡之内（村名略） 九箇村  
 高合五千五百拾三石六斗五升  
 外 四百五拾四石七斗五升三合 改出  
 外 貳百八拾六石貳斗八升五合 新田  
 高合三万五千四百拾七石貳斗壹升八合八勺壹才  
 外 三千八百六石三升 新田改出

その二は、太田家中が残したもので、相手家中への祝儀を意味するのであろうか、棚倉城の床の間に置かれた藤樽（一荷）・昆布（二箱）・干鯛（一箱）と、箱入の城絵図一枚・城中鑑である。加えて、追手・南門・北一之門・本丸升形・玄関前櫓門・北二之門など諸番所に残された道具類の品名・員数と、台所道具二六種の詳細な書上からは、引き渡された当時の生活空間が再現できるように思う。特に台所には、膳碗・鍋釜・鉢桶などの什器類以外に薪炭・塩味噌・白米（五俵）が残されていた。新来の家士たちにとっては当座の煮炊きができるほどの物量といえるが、これらを残したのは太田家の好意であったのだろうか。「城内 御住居向、先例建具等張紙毛無之、引渡等毛無之二付、其先例二任セラル、旨」だというのが、転封一般の記録には余り例を見ないように思う。

右とはやや趣が異なるが、「棚倉城床ノ上」には太田家中の「所々渡方役人」があった。追手門を始めとして南門（越智方の請取には見えない）・北一之門・本丸升形・広間の引渡担当役人名と、「城内所々鑑並侍屋鋪帳面」「地方帳面」「宗門改帳」の引渡、および町方（町奉行）・平瀧陣屋（津奉行）など、渡方役人の部署と姓名のリス

トである。本来ならこの書付は上使から（江戸で）差出が求められ、相手家中にもその写しが事前に渡されるべきものである。何故それが退去後の城中に残されていたのかは謎である。「記録」あるいはその典拠となった「御所替事録」の錯誤なのか、または太田家中が不図、あるいは何らかの思惑をもって残したのか、今となっては想像するしかない。

とまれ、このようにして棚倉（城）の請取は終わった。しかし、これは幕府の命じた所替を対外的に果たしただけで、転封という領知替の全てを終了した訳ではない。むしろ新しい城地における家中の整備と、領主としての任務、すなわち領分に対する「領知」の緒についたことを意味するに過ぎないのである。

## 五 新しい領知の始まり

城邑の請取渡が終わり、越智家中が棚倉城に入ったその日から領知のメカニズムは始動した。前節で述べたように既に城郭警衛の態勢は、受取を兼ねて部署ごとに家士を配することで整っていたし、諸役人は朝四時より登城し、家老が退出するまで詰めるべきこと、御用のないときは昼になれば用人へ届けて退出するという勤役の体勢も通達されていた（二月二十五日条）。そのような状況下、家中が最初に行ったのは、「町郷ノ高札ノ御名」を書き改めることであった。これは事前に太田家中と申し合せ、「相互ニ高札ハ残シ置キ、御名斗リ書改ムヘキ旨」を諒解していたからである。高札の文言は不明ながら、領知者としての第一歩を踏み出したものといえよう。後日のことになるが、三月朔日、郡方頭取青山四郎右衛門に「近所ノ高札ヲ取寄セ 御姓名ヲ書改ムベキ旨」が命じられている。

その後、滞りなく城を受け取ったことを小沢頼母・河鱈七郎左衛門から軽卒を飛脚として、領分の境を接する白河藩（松平大和守基知）の家老へ報知した。「記録」はこれを請取当日のこととするが、松平大和守をはじめ、内

藤備後守（政樹、磐城平藩）・板倉伊予守（勝里、福島藩）・大関信濃守（増興、下野国黒羽藩）・芦野左門など「棚倉ノ近国諸侯」に城受取を報ずる使者を派遣したのは二十七日である。記事の混同でなければ、白河藩には棚倉城主の交替に際して不測の事態に備える要請がなされており、ために受取直後の報知がなされた可能性もある。また、このような近隣の領主への報知は、入封の儀礼も兼ねた領知の宣言といえなくもないと思う。そこで領知の開始を先ず入封に伴う儀礼、次いで家中の整備と領分への対応という側面から見ていきたい。

### （一）入封の儀礼

近隣の領主への報知も転封儀礼の一種と見なすことはできるが、領知替に付随する儀礼の場は江戸に移る。

二月二十七日、二日前に棚倉を発した城受取の注進状が江戸に到着した。藩邸では直ぐさま老中水野和泉守へ報告し、引渡を受けた太田備後守へも使者を遣わしている。当然、江戸に近い館林を発した引渡完了を報ずる使者は前日に到達しており、その日のうちに老中水野へ届けられていた。そして、城の受取が無事に済んだ謝礼として、三代武元自らが執政・参政の邸を訪れ、使者を遣わして以下の進物を贈った。

戸田山城守殿	干鯛 一箱
水野和泉守殿	金 五百疋宛
松平左近将監殿	
酒井讃岐守殿	
安藤対馬守殿	

昆布 一箱

干鯛 一箱 太田備中守殿  
樽酒 一荷 此使者へ銀一枚賜ル

右によれば、太田家中へも進物があり、また同日、先方からも同じ品が贈られているので、請取渡の家中間には相互の贈答が慣例となっていたことが判る。加えて、館林・棚倉両城に赴いた上使四人と代官へは、江戸帰府の慶賀として各鮮鯛一折が贈られた(二七日条)。「記録」はこれも同日のことと推定しているが、家臣団を伴った棚倉上使はいくらか急行しても二七日に江戸に着くことは不自然である。ここにも後世の記事に潜む錯誤が認められるが、このような儀礼が城の請取渡に際して行われたことは事実である。

次いで三月一日、老中水野忠之へ時服三・鱷一折、勘定奉行駒木根政方へ一種・五百疋を贈り、勘定方の吏員へも音物を届けた。越智家中が受け取るべき領地の主張をした形跡は確認できないが、知行割は老中の管轄事項であり、勘定奉行配下の代官は郷村の引継ぎを行う。ことに岡田莊大夫からは奥州の支配地の一部が引き渡されているし、請取直後の二月二七日には、これまで領知してきた越後国の預所は酒井左衛門尉・溝口信濃守へ預け替になつたため、勘定所からの通達があり次第、郷村を引き渡すべき旨が老中から申し渡されていた(同日条)。そのような処理を縁由としてこの日の進物となつたのであるうか。さすがに編者も音物の意味を図りかねて、「此進物其故ヲ記サズ、是必ス城受取相済タル謝礼トシテ贈リ給ヒシナルベシ」と注記せざるをえなかつた。大名家中の転封に關わる幕府担当者への謝礼は、既に一種の慣例となつていたとしか考えられなかつたのであろう。

さて、入封の贈進が一段落すると、新領地棚倉から將軍とその周辺に対する定例の献上物を知る必要があつた。そこで家中では三月二日、武元名で老中松平左近將監(乗邑)へ次の「棚倉領年中献上ノ御類書」を出したところ、翌三日、伺いの通りとする差函(附札)を受けている。

覚

二月 薯蕷 一箱  
八月 漬蕨 一桶  
十一月 鮑切漬 一壺  
寒中 雉子 十

右之通先領主太田備中守献上仕来候、向後私儀、書面之通差上可申候哉奉伺候、以上

これによれば、棚倉に入封した越智家中が季節ごとに献上する品々は、として示した太田家中の例をそのまま引き継ぐことになつた。領知の主が代わつても領地の中身は変わらない——幕府に対する関係からいえば、棚倉からの献上物は当然のこととして従前通りに引き継がれるべきであつたのである。その点で「記録」三篇の首部には「定式献上」として興味深い記述がある。甲府支族という越智家に特有な献上の儀礼も散見するが、大名家中一般の例ともなり、に若干の変更があつたことも見受けられるので、以下に全文を掲げておこう。

○年始 香奠銀 一枚充  
兩御所へ 御太刀馬代銀一枚 増上寺  
元文二年 竹千代君誕生シ給フニ 文昭公 靈前へ  
由テ同三年ヨリ三御所へ献セラル 有章公 同前  
一品太夫人へ 干鯛 一箱 清揚公  
上野 常憲公 長昌院殿 靈前へ ○謡始



「凡例」に、「時献上ノコト（略）土産ノ品八其国ニ因テ替リアル故、先ツ此卷ノ始ニ柵倉ノ定式ヲ記シ、（再入封後の）館林ニテノ定式ハ移封ノ年ニ記之」とあるのは、この間の事情を物語っている。

それにも拘らず、享保一四年の転封で太田家中から受け継いだ献上の前例は、「柵倉領土産」がそのまま年中の定式に組み込まれていることから明らかのように、ほぼ完全に受け継がれた。『ほぼ』というのは、に時期の変更があり、「先領主ノ時八月中献上ノ処、館林領ノ節土用中土産献上有之ニ付、伺ノ上土用中ノ献上」になつたからである。つまり柵倉移封前の館林における慣例を優先させ、越智家中に定例であつた土用という献上時期を踏襲したのである。些細なことではあるが、このような二つの家中間と二つの領地間の二つの方式を交錯させたのが、この時の転封であつた。ちなみに 献上の「漬蕨」は、太田家中から百姓役として採取させ、江戸に送つたことが情報として寄せられていた（三月一六日条）。

このような大名の領分から献上された土産品の多くは、執政・参政・昵近衆と表現される幕府中枢部が配分に預かつたことを付記して、入封の儀礼を終えておこう。

## （二）家中の整備

事前に状況の把握は書面のやりとりで家中間で行われているとはいえ、越智家中にとつて柵倉は初めて足を踏み入れた地である。従つて、形式・儀礼のニュアンスの強い請取渡の進行と併行して家中が直面したのは、引越に伴う家中屋敷の配分であつた。二月二六日には家老・用人・目付が太田家から引渡を受けた家中屋敷の総見分を行い、歩行目付・作事下役が屋敷改として巡回、翌二七日には、町宅に宿を取つていた家士たち全員が今日・明日のうち「仮移リノ屋鋪」へ引越すべき旨を傳達した。仮屋敷の実態は不明であるが、屋敷の総見分は三月二日にも中老河鱒・安芸をはじめ用人・目付らが下役・物書たちを伴つて実施している。この間、二月二九日には、館林の引

渡を終えて柵倉に着いた城代山名帯刀・中老安芸・用人遠山以下がそれぞれ仮屋敷へ入っているから、おそらく要人から順次・暫定的に居室を割りあてたものと思われる。

家中屋敷の割当や手当については、「記録」に載せる入封後の最初の法令「柵倉ニテ仰出サル、赴（趣）<sup>5)</sup>（三月五日条）が、次のようにその概要を示している。

### 覚

- 一 席々闔取ニ而屋敷相極メ候事、
  - 一 畳無之屋敷請取候ものへハ、前紙書付之員数可被下候事、
  - 一 畳之床在之表無之分は、前紙書付之員数表付可被下事、
  - 一 屋根雨もり候所斗もり留メ可被下事、
  - 一 御徒目付方以下小役人迄、御目付見分之上、屋敷相心ニ割渡可被申候事、
  - 一 御足輕之儀は、御物頭方相心ニ割渡可被申事、
  - 但御目付立合可被申事、
- 右之通可被相心得候、世上御所替ニは至而荒屋敷にても闔に取、当り候へは銘々仕合次第にて、聊 御上ノ畳等之儀迄被下置候儀、曾而無之儀勿論ニ候、此度は館林江引移間も無之、銘々普請等も被致候儀故、各別ニ付、畳被下置候、

三月

覚

一 疊 貳拾五疊

御番頭

一 同 貳拾疊

御旗奉行方  
郡奉行迄

一 同 拾八疊

御使番方  
御取次迄

一 同 拾五疊

御給人

一 同 拾三疊

御近習頭

一 同 拾二疊

大小姓

一 同 拾疊

御徒目付方  
同組頭迄

一 同 八疊

御徒土方  
同格迄

一 薦縁拾枚

足輕小頭方  
坊主迄

一 同 六枚

足輕

右員数を以疊無之屋敷請取候ものへ八疊可被下候、疊床斗二而表付無之屋敷請取候之者へ八表付可被下候、一疊有之屋敷受取候ものは疊不足二ても被下間敷候、

三月

右によれば、「割渡」と表現する家中の屋敷割は、「席々」つまり同格のグループごとに「鬮取」で決められ、疊・疊床が不足する場合は藩費で補充し、屋根の雨漏りの修繕も個人の負担にはならなかった。世上では「御所替二は至而荒屋敷にても鬮に取、当り候へは銘々仕合次第」というのが普通であるが、宝永四年（一七〇七）館林入封以来の間もなく、その間に銘々が普請をするなど居宅の入用が多かったので、特別の手当をするのだという。二〇年を超える館林在住の期間は、転封を繰り返す大名家中にとっては決して短いとはいえない。しかし、越智家の場合、当主の急死による突然の継立と同時に命じられた初めての転封であったし、家中が成立してからの一〇年ほどは、家臣団の形成や築城<sup>19</sup>、城下の整備などの負担が重かったことを振り返っての手当であったのだろうか。屋根の修繕に与えられた金員は次の通りである（同日条）。

屋根繕金被下候覚

貳分ツ、

御番頭方  
青嶋三郎右衛門迄

壹分貳朱ツ、

村井六右衛門方  
山田 玄益迄

同断

樋口 彦 八方  
滝山藤右衛門迄

壹分ツ、

田中久左衛門方  
清水 平 蔵迄

金三拾貳両貳朱

やや後のことになるが、本来なら、雨を凌げない家中屋敷の屋根は作事方が修復するところであったが、「此節繁用ニテ手廻り兼ル」状態なので、目付・吟味役・作事方が見分した上で、菅代金を支給して藩の修理に代えた(三月二日条)。また、屋敷割に関しては、戸数に不足が生じたのであるうか、城代山名帯刀は養子とした次男友之丞<sup>②</sup>と、和田久右衛門は豊田七右衛門(大目付)と同居することで割当の屋敷を返上したし(三月九日条)、一三名の家士は鬪で当たった屋敷が大破して居住が困難だったので、再度の鬪により屋敷の割替を行う(同一日条)など、その後も調整は続けられている。一例を挙げれば、太田家中の「所々渡方役人」(一五五頁)で「地方帳面」の引渡を担当した郡奉行の居宅は「富岡五郎兵衛跡」と明記され、そこに陸田又左衛門が入ったのもこの時であった。受け継いだ陸田からすれば、引き払った富岡の住まいぶりも俵はれたことと思う。

ところで、このような家中の屋敷割に着手した頃、昨年一二月に遷座の方針が決まった代々の位牌<sup>③</sup>が館林円教寺の住持に譲られて棚倉に着いた。城代らの到着と同じ二月二十九日のことである。領分境まで多羅尾左平(者頭)らを迎え、住持は直ちに無住となっていた長久寺に入った。これは既に昨年一二月に太田家の諒解を得た措置で、備中守もまた太田家の菩提寺であった棚倉本行寺の隆達を円教寺の後住とすることで合意していた。その折、日蓮宗触頭三ヶ寺の月番善立寺へ越智家から申し入れた書付は次の通りである(二月二十九日条)。

覚

上州館林内加法師

能晴山

身延久遠寺末

円教寺

右円教寺儀は源之進先祖代々位牌守来候、

奥州棚倉

高臨山

此節無住久遠寺末

長久寺

今度館林・棚倉所替被 仰付、来春入替申候、依之円教寺儀位牌を守、棚倉江供致度旨、先達而相願候二付、願之通棚倉江召連可申と存候、右長久寺此節無住之事候間、幸之儀、円教寺ヲ長久寺後住二相移申度候、相障儀も無御座候ハ、右之段久遠寺江被 仰越、後住二御申付候様二御取持可被下候、此段為可申述以使者申入候、

十二月

松平原之進

このとき本寺との折衝のため使者に立ったのは円教寺隠居の日全である。家中の所替と本末関係にある寺院、とりわけ城主家の菩提寺の関係について、右はその一例を明示したものとえよう。

家士の住環境となる屋敷と祖霊を祭る位牌の安置だけでは、当然のことながら、家中の整備が一段落したことはない。しかし、「記録」による限り注目すべき記事は尽きたことも事実なので、次項では転封に深く関わりながら常態化に向けた家中の動向を辿っておこうと思う。

## (三) 領知の始まり

先に第三節で述べたように、越智家中の棚倉領には代官岡田莊大夫から引渡を受けた一八カ村が含まれていた。城の請取渡が行われた翌二六日、窪田陣屋(福島県いわき市勿来町)の受取に出生した青山四郎右衛門(郡方頭取)・他二名は、二月二十七日に現地の受取を終え、九面村・平瀧等を見分して棚倉に戻った。その際、窪田郷から取り上げた鉄炮は庄屋へ預け置き、証文を取ったという(三月朔日条)。文字通り新しい領知の始まりである。

同じ日、平瀧へは竹内三左衛門・津川皆右衛門が出生した後、藩庁では下目付三人のうち一人宛を平瀧の常役と

した(三月三日条)。さらに三月一日、「三人二テ平瀧へ十五日代り」、「兩人上遠野へ三十日代り」、「久保田村へ三十日代り」、「湯岐村へ(一人)」というように、遠隔地四方所に赴任する家士を任じ、勤役の交代を定めた(同日条)。平瀧詰の者からの報告では、九面浜(村)の運上が平瀧より軽く、この浜での船積みが多いので平瀧へは荷が集らない。これは抜荷同様のことで平瀧の役銭の障りとなっており、九面の運上を平瀧と同じにするべきだという。そこで九面浜の諸運上を平瀧と同様に取り立てるべきことが竹内らに指示されている(三月二日条)。より強いニュアンスをもつ領知の開始といえるであろう。ちなみに竹内は、平瀧に赴任する三人の一人であった。後日のことになるが、平瀧・上遠野・久保田(窪田)陣屋詰の者には、手当として上下二人へ月俸三口宛が支給されるようになった(三月二日条)。

ここで取り上げた平瀧・窪田等の事例は、受取と同時に開始された領知の一端を示しており、城請取の延長線上に位置づけられるものである。当然、これらと前後して棚倉城および城下では日常的な領知、すなわち藩政が次第に本格化していた。三月四日には広間当番の書付が発せられ、「四時夕八時迄言人ツ、相勤可被申候」、「大手大番所に本格化していた。三月四日には広間当番の書付が発せられ、「四時夕八時迄言人ツ、相勤可被申候」、「大手大番所江言人ツ、泊番相勤可被申候」、「昼之内当番一人ツ、泊り当番式人ツ、相勤可被申候」、「昼夜共二当番言人ツ、相勤可被申候」、「昼夜共当番一人宛相詰可被申候」として、それぞれに家士の姓名または役職名が決められ、昼夜懈怠なく勤めるべきことが通達されている。その前日には、南門・大手門など六カ所が先手組・城代組・明(キ組)によって分担・警衛されるべきことが命じられ、夜中は広間に置くことになっていた大手門・南門・北一ノ門の三カ所の鑑については、現場から遠く急変のときに不都合なので泊番の小頭が預かり、北二ノ門・玄関前の二カ所の鑑は広間に置くべきことに改められた(三月三日条)。その後、大手・北一ノ門・南門の三カ所は町人の出入を禁止、特別の事情があれば御用所の差図を仰ぐべきことを定めている(三月三日条)。

城下に対しては太田家中からの申し送りがあった。それは家中屋敷一町ごとの木戸に番所を置き、その番人には町人一人を宛てて夜間だけ火の用心としたが、不用であれば止めてもよいというものである。しかし越智家中では、入封当時は明屋敷が多く無用心なので、館林の例に倣って町から十カ所へ「二十人番人」を命じ、一カ年の給金を二五両と定め、当面は月割給金とした(三月一日条)。この措置が城下の町々にとって新たな負担となったかどうかは判明しない。

町奉行には新たに上野代右衛門を任じ、「新封ノ地タルニ依テ町方ノコト宜ク作法ヲ制シ、微細ニ点検スベキ旨」を命じている(三月二日条)。ほぼ同時に服部伝左衛門を目付兼帯とし、町奉行上野の勘定所で勤役の誓詞を出させているので(同日条)、城下の町々に対する統制の組織は整いつつあった。これに先立つ九日、藩庁では町奉行・郡奉行・作事方・大納戸に対し次の通達を出している。すなわち棚倉町および在郷の村々が従前(太田家中)に納めてきた運上等に隠匿の風聞があるので精査せよ。もし吟味が未熟で後々江戸の藩邸で露顕するようなことがあれば「(現地)役人ノ無念」となるという趣旨であった(同日条)。これだけでは在府・国表の間にあった對抗関係を推測することはできないが、棚倉領知に厳しい収納の姿勢があったことは想像してよいと思う。三月一日、熊谷条助・小嶋何右衛門を徒目付格とし、青山四郎右衛門を地方頭取郡方吟味役の小森庄兵衛へ加えた(同日条)のも、地方担当の人員を整えて村方の領知に臨む姿勢の表れである。

他方、町郷に対する御用金の要請は、早くも三月三日にあった。「記録」同日条によれば、孫兵衛以下七名に一五〇両宛、雅楽之助以下三名に一〇〇両宛を求め、金員数が見えない平瀧組頭七兵衛も差出者のリストに載っている。当日は竹原勘左衛門・佐々木孫左衛門ら中老・用人が「南ノ茶屋」に出向き、彼らに一汁五菜の料理を饗して御用金を依頼したが、編纂の段階では七兵衛以外の一人は「何者トモ相分ラズ(略)イツレ町人又八郷民等ノ富豪ノ者ナルベシ」としか判明しなかったという(同日条)。領知の記録にはそのような欠落もあったが、確認できないということを書き記す史官の姿勢は優れたものであり、逆に記事の信頼性を増幅するものといえよう。

なお、領知の始めには町在から雇う中間の給金の定めもあり（二月二八日条）、太鼓櫓の番人は太田家中からの「付ヶ渡りノ中間四人」で、その給金は従前通りとするが、「此方ノ宛行ノ通りニ直シ遣ハス」こともあると申し渡している（三月五日条）。また、陸尺については、今年は中間並に召し抱えるが秋の末から江戸へ出して作法を習わせ、来年三月から陸尺の宛行を与えること、手廻りも今年から見立てて抱え置き徐々に仕込むべきことなど、家中が日常的に動いていくためには細々とした措置が必要であった（三月一六日条）。上述の献上の馬についても領内で馬数を揃え、飼養する者を探して捨扶持米を与えるといった手だてを講じている（同日条）。

このような入封直後の慌ただしい三月が過ぎていくなか、引渡後の「跡ペリ」に当たっていた上野代右衛門・芦沢四郎が館林から到着し（三月一日条）、請取と事後の指揮のために棚倉に滞在していた家老小沢頼母・中老川鱒七郎左衛門らは江戸へ帰った（三月一三日条）。これによって棚倉は領分として独り立ちすることになり、徴税と行刑を基軸とする本来の領知の場としての途を歩むことになるが、棚倉における藩政の推移については別の機会に譲り、本項の最後には、家中に対する二つの法令を収録しておく。

一つは、前項で述べた屋敷割の差図と同時に出された「被仰出」で、知行の半減と儉約など、家中一般の心得である（三月五日条）。

#### 覚

一 当西之春より来亥春迄、家来召仕候御身上分限不構、一僕又は無僕になりとも勝手次第可致事、

一 御家老・御中老・御用人、知行半減之高を以可相勤事、

一 手馬繫候輩、勝手次第可相勤、重而只今迄之通馬持候様ニ可被 仰出時節可有之候、

但百五拾石以下被下候口付中間は、御中間頭江可被相返候、且又此度物好ニ而馬繫候もの有之とも、飼料

御手当は被下間敷事、

一 御用ニテ外出或ハ旅懸之節は、吟味之上相心之御借人可有之事、

一 惣而江戸勤番之節は、知行半減之格を以可被相勤候事、

右之通可被相心得候、随分勝手取続候様ニ可被致候、金給取之儀、八木下直にしたかひ諸色之直段やすく、并銭下直ニ成候故、却而勝手向取斗いたしやすき事も可有之候得は、改被 仰出候筋も無之候、随分儉約を相用可被相勤候、

西三月

近年八木至テ下直二付、御家中逐日困窮ニ及候様相聞、御氣之毒被為 思召候得共、御上ニも同趣之儀、各存知之通御物入打続、当時被遊方必至と無之候、依之別紙之通被 仰出候、難有奉存、随分勝手相続候様可致候、勿論依勤功御加増新知等、如前可被 仰付候、

西三月

二つは、公金の出納のマニユアルで、担当役方へ通達された書付である（三月是月条）。

#### 覚

御金箱鍵共ニ小森庄兵衛預之可申候、外箱錠前封印庄兵衛・吟味役両印封たるへき事、

一 御金出候節、吟味役立合、御金可出之、御用人出座たるへき事、

附御金出候度毎諸殘金数、吟味役手帳ニ留置候事、

一 上納金在之節は、御城代・御用人江書付目録金子共ニ見届を請、元方帳ニ員数相記、右面々印形ヲ取、其上御

金箱江可相納、吟味役立合可申候事、

附上納金在之候、早速御金箱江可相納事、

一御金払方帳面月切算改候而、算合無相違候は、御城代・御中老・御用人印形可取之候事、

附元方払方帳写、其時之殘金相記、五ヶ月切江戸元へ迄可差越、尤算改無相違、帳面之表吟味相済候所、御

中老・御用人添状取、御家老・御中老・御用人申来候様二可被致候、

右之通可被相心得候、

西三月

去申年中元方払方算改相済可有之間、四月中江戸表江可被差越候、尤申殘金委細書付可被差越候、以上

西三月

おわりに

本稿では、甲府支族を称する越智松平家中が経験した初めての転封を、その申渡から新領棚倉の領知に着手するまでを辿ってみた。一連の経緯は二代武雅の急逝に端を発しているので、享保一三年七月末から翌一四年三月にいたる八カ月余に絞られるといつてよい。越智家中一六〇年の歴史からすれば、一年に満たない僅かな期間である。しかし、随所に触れたように、初転封のプロセスには近世幕藩制社会の縮図が投影していると考えるので、同家中の履歴の「コマ」としても一度は扱ってみたいテーマであった。むしろ依拠した「記録」への取り組みを進めるほどに、記述の性格とそれが転封一般に敷衍できるという確信が深まったのである。大名家中の領知移動の実態を、藩政の記録を併せつつ日次を逐って書き留めたものは少なく、転封追求の一モデルになると考えられたからである。

本文中に史料原文を多く差し挟んだのは、筆者がこれまで手掛けてきた他の事例を含めて、豊かな比較考察に資するためであった。

終節では、その締めくくりとして、初めての転封を終えた家中内で行われた報償を取り上げ、褒美としての「賜モノ」とその事由を整理して小稿の結びとしたい。

三月一日には、所替を慶賀するため家中一統が総登城し、城中の書院下段で家老小沢頼母から城代山名帯刀へ城を託する一幕があった。「記録」はこれを城の「引渡」と表現するが、館林の城代であった山名に引き続き棚倉城を委ねた、あるいは改めて城代に任じたという意味であろう。その際、太田家中が残した城附長柄鎗の「渡シ証文」等も渡されたので、城代山名は武具つきの城を受けとったことになる(同日条)。上使(=將軍の名代)から受け取った城を家老(=城主武元の代理)から城代(=城と領分の管理者)に渡す形式には、権力ないし權威の序列を見いだすことも可能である。しかし、ここでは単にこの行為を、家中の内部でも所替が終わったことを示す一種の儀礼であったと見ておこう。

この日は、棚倉受取御用のため江戸から棚倉に向向いてきた家士らに褒美として以下の金員が下賜された。

金二百疋宛

井上市郎右衛門

橋本七右衛門

鈴木理助

同百疋

町宿世話役

右ノ分、堀口孫平治へ相渡入、

金二百疋

馳走奉行

右ノ分、多羅尾左平へ相渡入、

金百疋宛

目付役所  
郡方役所  
元ノ役所

ここには、姓名の記載はないが町宿世話役・馳走奉行など受取御用の中味を示す表記があつて、報償の事由はそれら役方の精励である。褒美を代理で受け取った堀口孫平治・多羅尾左平は、ともに江戸から「棚倉へ赴ク輩」として年初に手当金を賜っている（一月一三日条<sup>29</sup>）。

同時に、「帰りノ路用」として、小頭・下目付・小役人・坊主に銭一貫文宛、軽卒に銭八百文宛が渡されたが、これは家中の定式ではなく、今回に限つてのことという。定式というのは、二度目の転封、すなわち延享三年の館林遷封時の方式を指すのか、公務で他行した際の帰路の費用が支給されないことをいうのか、判然としない。

右とは別に三月一五日、今回の所替で勤めた様々な御用に対して、かなりの規模の報償があつた。金員と人名および報償の事由を整理すれば、次の通りである。

金五百疋	上野代右衛門	（館林で引越の人数割・道中割総世話、昼夜出精無滞引移、館林より江戸への荷物世話、館林における残務処理で、特別に勤労）
金五百疋	豊田七右衛門	（館林で城郭一式・村絵図の世話、昼夜出精して特別に勤労）
金三百疋	田中直右衛門	（館林で目付仮役、上使饗応御用首尾よく勤労）
金二百疋	久松六郎左衛門	（館林で上野を補佐し引移の人数割、城引渡当日の行列の世話）

金三百疋	黒谷治部左衛門	（館林で上使饗応御用、役方繁多に勤労）
金二百疋	永井弥三郎・同弥曾八	（館林で盗賊改）
金二百疋	富永只左衛門	（館林役方御用繁多、特別に勤労）
金二百疋	松山伊左衛門	（館林城郭掃除）
金二百疋	滝山藤右衛門	（館林絵図御用）
銭五百文	神沢 平三郎	（同前）
銭五百文	有光 善兵衛	（館林で挑灯御用）
銭五百文	矢野 千 七	（館林で合羽御用）
銭二百文宛	中間二人	（合羽手伝）
銭五百文	渡辺 忠 助	（館林で目付に付添、物書）

これらの報償は全て館林における引渡御用に対するもので、棚倉請取については記事が見あたらない。目付は不明ながら、江戸においても以下の報償が行われた（三月一五日条）ことを考えると、いかにも不自然である。あるいは「記録」編纂の途上で脱漏したのであるか。

此節江戸ニ於テモ賜モノアリ、

金五百疋	多羅尾 左平
同三百疋	山口 左大夫
同二百疋	黒沢 十兵衛

同 百足 安藤 平助  
右棚倉・館林御用出精相勤タル二付、褒賞シテ 御居間ニテ賜ル、

金 百足 青山安左衛門

銀 貳両 蓮見久右衛門

川崎 伝 八

長嶋 善 八

右同前ニツキ御用所ニ於テ申シ渡ス、

これらとは別に三月晦日、小川辰右衛門が「常々勤方出精シ、今度毛岩城へ赴キ、御用ノ釘ヲ格別下直ニ買上ケ、旁ニ付褒美トシテ金百足ヲ賜ル」(同日条)と記されるが、これは「所替御用」とは直結せず、本格的に始まった領知上の功績に対する報償と見るべきであろう。

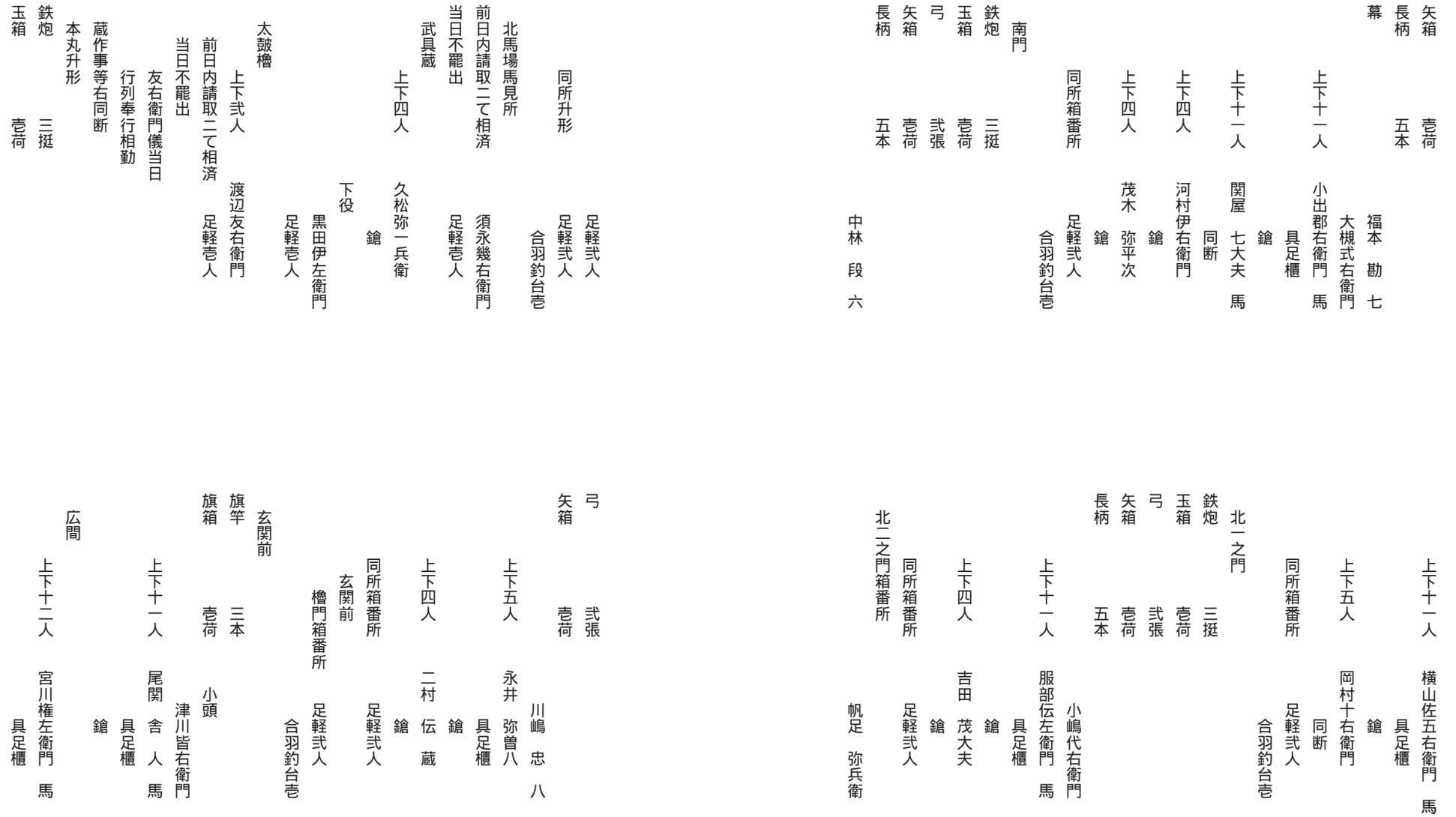
以上、越智家中で公的に編纂された「記録」をもとに、初めての転封を追体験してみた。極力史料に語らせることにした結果、いささか煩雑な叙述になったことには自戒の念が強い。しかし、「記録」が後世の編纂物であり、元の素材を披見できない以上、編者の視点で編成された記事の組み直し<sup>11</sup>再構成は、無意味だとはかりはいえないと思う。さらに後の時代の、当時は接することができなかった歴史情報と突き合わせてみると、それぞれの記事の示唆する意味は別の意義をもつことになる。「記録」が筆写した原史料を可能な限り収録し、編者とはやや異なった観点から再構成しようとする試み——それが小稿の叙述を煩雑とした所以である。

さらに、第一節で触れたように、越智家中一六〇年の歴史のうち、一四〇年をカバーする「記録」こそは、まさに「家中の履歴」そのものにほかならない。小稿の副題を「越智松平家の初転封」としたのは、今後においても様々な観点、とりわけ以後の二度にわたる同家中の転封を分析の俎上に載せる意図を意識してのことである。小稿の長い叙述は、終始「記録」の「凄さ」を実感しつつ、そのための予備的な記事の収録に重点を置いたためでもあった。なお、文中に多用した「引渡」「引移」「引越」「請取・受取」「請取渡」「書付」「書上」「申渡」「申付」などは、名辞としては当時の慣用に従い、動詞として送り仮名をつける場合と区別するように努めたが、完全には統一できなかった部分も残る。「海容を願うばかりである。」

註

- (12) 太田家中が駿河国田中から棚倉に入ったのは宝永二年(一七〇五)のことで、やはり資晴の襲封と同時に内藤家中(当主は弑信)との交換転封であった。田中への入封は、寛文十三年(一六七三)から一〇年余の長きにわたって大坂城代を勤めた資次を継いだ資直の貞享元年(一六八四)と考えられるが、それ以前は万石となった寛永十二年(一六三五)に下野国山川を、同一五年には三河国西尾を領し、正保元年(一六四四)遠江国浜松に移った「転封大名」である。
- (13) 直接には寛永四年より棚倉を領知した内藤家中からの受け継ぎ(「附渡り」)であるが、同家は元和八年(一六二二)に入封した丹羽家中の引渡を受けた痕跡が残されている。
- (14) 「記録」三篇巻之一の首部に「今年八館林家老・目付日記八カリ有り(略)用人日記且ツ江戸日記無之」とある。
- (15) 「記録」享保一四年二月四日条(本稿 上『名城法字』五四 一・二合併号六三頁)。
- (16) 請取の対象となる棚倉城の部署と越智家中の陣容を知るために、紙幅を厭わず以下に全文を掲げておこう。

追手 玉箱 寄荷  
鉄炮 三挺 弓 式張



上下十二人 渡辺又左衛門 馬 鎗  
 具足櫃  
 上下五人 青嶋三郎右衛門 鎗  
 同断  
 上下四人 吉田 兔毛 鎗  
 上下五人 竹内三左衛門 鎗  
 上下五人 河合 善介 鎗  
 上下四人 佐藤 十蔵 鎗  
 上下四人 余語 久兵衛 鎗  
 上下式人 志賀 条大夫 鎗  
 上下式人 川崎 伝八 鎗  
 上下三十七人 小沢 頼母 馬  
 豎弓  
 小印  
 上下廿八人 河鱈七郎左衛門 馬 鎗  
 具足  
 上下廿五人 山名 酒之允 馬 鎗  
 具足  
 上下十六人 多羅尾 左平 馬 鎗  
 具足櫃  
 其外内請取ニテ相濟候場所当日不罷出、  
 平鴻津陣屋受取  
 廿三日棚倉出立 上下四人  
 廿五日受取相濟 上野数右衛門 鎗  
 上下式人 村松 孫六  
 足輕三人

(17) 「記録」享保一四年二月一四日条。前注(15)所掲本稿(上)七六頁。  
 (18) 同右三月五日条には「左ノ如クノ組合ニテ鬮取ニシ屋鋪相極ム」として、「席々」のグループを次のように分けている。

旗奉行	八庄蔵一人故給
尾関 舍人	人へ打込ム、以
井口 猪兵衛	後此例不可用、
物頭	医師 二人
目付	大小姓
町奉行	上杉勝之允 共二
郡奉行	上野藤左衛門
取次	余語 久兵衛
使番	右筆 二人
取次	代官 四人
青嶋三郎右衛門	勘定役三人
取次	茂木 庄九郎
給人	關ノ外
藤村 庄蔵	寺田与左衛門
是八別ノ鬮タル	
ベケレトモ此度	
中役人	山内五左衛門跡屋敷

(19) 前注(2)所掲拙稿。  
 (20) 「記録」享保一三年二月一八日条によれば、「先君様 御思召有之」として養子次男友之丞が給人・十人扶持に取り立てられた。  
 (21) 「記録」享保一三年二月(是月条)。ここに委細のことは同一四年二月一九日に詳らかだと記していた。前注(15)所

掲本稿(上) 五六頁。

(22) 「記録」には家士の在勤場所が判断できないことがあるが、この場合は「館林へ赴く輩」と併記されているので、このとき二人が江戸の藩邸に所属していたことが判る。前注(15) 所掲本稿(上) 六〇頁。